

熊本市教育庁教育総務局学校人事課

I 市町村立小・中学校、義務教育学校及び八代市立八代支援学校に常時勤務する講師、養護助教諭、事務職員（臨時的任用）、栄養教諭（臨時的任用）、学校栄養職員の勤務条件等について

※本対象者の権利や義務については、「地方公務員法」等が適用される。

## 1 任用期間

- ①産休・育休・育短代替者は4月1日から翌年3月31日の間で当該期間。  
ただし、育児休業の取り消し等の特別な事情により、任期が変更される場合がある。
- ②上記①以外は4月1日から翌年3月31日の間で6月を超えない期間。  
なお、この場合、6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- ③休職補充者は、休職の残り期間が6月未満の場合の任用期間はその当該期間となる。  
さらに、休職者が休職期間の途中で復職する場合、復職の日の前日をもって任期終了となる。

## 2 服務義務（地方公務員法に規定されている義務）

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| ○第32条：法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | ○第35条：職務に専念する義務    |
| ○第33条：信用失墜行為の禁止           | ○第36条：政治的行為の制限     |
| ○第34条：秘密を守る義務             | ○第37条：争議行為等の禁止     |
|                           | ○第38条：営利企業への従事等の制限 |

3 勤務時間（熊本県市町村（学校組合）立小・中・特別支援学校臨時的任用職員の勤務時間、休暇等取扱要綱第3項）

臨時的任用職員の勤務時間に関しては、特別の定めがある場合を除き、正規職員の場合による。（１日：７時間４５分）

#### 4 職務内容等について

講師については教諭、養護助教諭については養護教諭、事務職員（臨時的任用）については事務職員、栄養教諭（臨時的任用）については栄養教諭に準ずる職務に従事する。なお、校務の運営に関しては、常に管理職の指導助言を受けながら補助的に関与することとする。したがって、主任等の校務分掌を担い、校務の運営に直接的に参画することはない。

5 休暇（熊本県市町村（学校組合）立小・中・特別支援学校臨時的任用職員）の勤務時間、休暇等取扱要綱第4項（抜粋）

- (1) 年次有給休暇（以下、年休という）

ア 年休の日数の計算は、暦年によるものとする。

イ 付与日数は、任用期間の月数に応じ、次の計算による。

$$20 \text{ 日} \times \frac{\text{任用月数}}{12} = \text{付与日数 (小数点以下四捨五入)}$$

例：任用期間が４月１日から９月３０日の場合は６月となり、１０日

- ウ 任用月数の算定は、任用期間に1月未満の端数がある場合、これを1月とする。

※退職の日の翌日から起算して３０日以内に再度任用された場合、イの付与日数に加え、前回の任用で使用しなかった年休を２０日（１日未満の端数は切り捨て）を限度として付与することとする。

- (2) 病氣休暇（私傷病による休暇）

ア 私傷病休暇の付与日数は、暦年によらず、任用月数に1を乗じた日数とする。

- (3) 特別休暇（主なもの）

- ・女子職員が生理日の就業が著しく困難である場合
- ・職員の親族が死亡した場合                      ・職員が結婚する場合
- ・職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
- ・義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２条第４号に規定する対象家族であって日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員が、当該介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合

- ・妊娠中の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合で、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べん後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、そのつど必要と認める期間
- ・職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合で一の年度において6日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内でそのつど必要と認める期間
- ・女性職員が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合で、出産の日までの請求した期間
- ・女性職員が出産した場合で、出産の日の翌日から8週間
- ・職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合で、出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日後40日以内において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
- ・赴任のため勤務につけない場合

#### （4）無給休暇

付与することができる無給休暇の事由及び期間は、次のとおりとする。

ア 職員（人事委員会が定める職員を除く。）が生後3年に達しない生児を育てる場合で、1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間

### 6 給与等（給与条例、退職手当条例）

#### （1）給与

- ア 教育職：講師、養護助教諭、栄養教諭（臨時的任用）等  
県立学校及び八代支援学校勤務者・・・「教育職給料表（2）適用者」  
小・中及び義務教育学校勤務者・・・「教育職給料表（3）適用者」
- イ 行政職：事務職員（臨時的任用）・・・「行政職給料表適用者」
- ウ 医療職：学校栄養職員・・・「医療職給料表（2）適用者」

#### （2）退職手当等

- ア 継続して6月以上勤務した場合、退職手当が支給される。
- イ 継続して12月以上（65歳以上の場合は6月以上）勤務した場合、失業者の退職手当が支給される場合がある。（雇用保険法は適用されない。）

### 7 その他

不明な点及び詳細については、管理職等並びに市町村教育委員会、最寄の教育事務所、学校人事課に相談すること。

### 8 令和8年度（2026年度）臨時的任用教職員の給料月額等（一部抜粋）

●教育職給料表(2)適用者

| 級   | 号   | 給料月額    | 教職調整額  | 高等教育等<br>教員特別手当 | 合計①     | 給料の<br>調整額② | 合計<br>①+② |
|-----|-----|---------|--------|-----------------|---------|-------------|-----------|
| 1   | 5   | 223,400 | 11,170 | 1,300           | 235,870 | 7,089       | 242,959   |
| 1   | 9   | 232,400 | 11,620 | 1,400           | 245,420 | 7,419       | 252,839   |
| 1   | 13  | 241,200 | 12,060 | 1,500           | 254,760 | 7,785       | 262,545   |
| 1   | 15  | 245,400 | 12,270 | 1,500           | 259,170 | 7,983       | 267,153   |
| 1   | 17  | 249,700 | 12,485 | 1,600           | 263,785 | 8,186       | 271,971   |
| 1   | 19  | 253,200 | 12,660 | 1,600           | 267,460 | 8,416       | 275,876   |
| 1   | 21  | 256,600 | 12,830 | 1,700           | 271,130 | 8,642       | 279,772   |
| 1   | 23  | 259,200 | 12,960 | 1,700           | 273,860 | 8,795       | 282,655   |
| 1   | 25  | 261,600 | 13,080 | 1,800           | 276,480 | 8,940       | 285,420   |
| 1   | 27  | 264,000 | 13,200 | 1,800           | 279,000 | 9,026       | 288,026   |
| 1   | 29  | 266,400 | 13,320 | 1,900           | 281,620 | 9,026       | 290,646   |
| 1   | 31  | 268,500 | 13,425 | 1,900           | 283,825 | 9,026       | 292,851   |
| 1   | 33  | 270,600 | 13,530 | 1,900           | 286,030 | 9,026       | 295,056   |
| 1   | 35  | 272,900 | 13,645 | 1,900           | 288,445 | 9,026       | 297,471   |
| 1   | 37  | 275,400 | 13,770 | 2,000           | 291,170 | 9,026       | 300,196   |
| 1   | 39  | 277,700 | 13,885 | 2,000           | 293,585 | 9,026       | 302,611   |
| 1   | 41  | 280,100 | 14,005 | 2,200           | 296,305 | 9,026       | 305,331   |
| 1   | 43  | 282,200 | 14,110 | 2,200           | 298,510 | 9,026       | 307,536   |
| 1   | 45  | 283,700 | 14,185 | 2,200           | 300,085 | 9,026       | 309,111   |
| 1   | 47  | 285,300 | 14,265 | 2,200           | 301,765 | 9,026       | 310,791   |
| 1   | 49  | 286,800 | 14,340 | 2,300           | 303,440 | 9,026       | 312,466   |
| ... | ... | ...     | ...    | ...             | ...     | ...         | ...       |

●行政職給料表適用者

| 級   | 号   | 給料月額    |
|-----|-----|---------|
| 1   | 5   | 201,500 |
| 1   | 9   | 207,900 |
| 1   | 13  | 214,400 |
| 1   | 15  | 217,800 |
| 1   | 17  | 220,700 |
| 1   | 19  | 223,900 |
| 1   | 21  | 226,900 |
| 1   | 23  | 230,100 |
| 1   | 25  | 233,400 |
| 1   | 27  | 236,400 |
| 1   | 29  | 239,000 |
| 1   | 31  | 241,200 |
| 1   | 33  | 243,400 |
| 1   | 35  | 245,200 |
| 1   | 37  | 247,300 |
| 1   | 39  | 249,100 |
| 1   | 41  | 250,700 |
| 1   | 43  | 252,000 |
| 1   | 45  | 253,300 |
| 1   | 47  | 254,500 |
| 1   | 49  | 255,600 |
| ... | ... | ...     |

●教育職給料表(3)適用者

| 級 | 号  | 給料月額    | 教職調整額  | 高等学校等<br>教員特別手当 | 合計①     | 給料の<br>調整額② | 合計<br>①+② |
|---|----|---------|--------|-----------------|---------|-------------|-----------|
| 1 | 5  | 223,400 | 11,170 | 1,300           | 235,870 | 7,089       | 242,959   |
| 1 | 9  | 232,400 | 11,620 | 1,400           | 245,420 | 7,419       | 252,839   |
| 1 | 13 | 241,200 | 12,060 | 1,500           | 254,760 | 7,785       | 262,545   |
| 1 | 15 | 245,400 | 12,270 | 1,500           | 259,170 | 7,983       | 267,153   |
| 1 | 17 | 249,700 | 12,485 | 1,600           | 263,785 | 8,186       | 271,971   |
| 1 | 19 | 253,200 | 12,660 | 1,600           | 267,460 | 8,416       | 275,876   |
| 1 | 21 | 256,600 | 12,830 | 1,700           | 271,130 | 8,424       | 279,554   |
| 1 | 23 | 259,200 | 12,960 | 1,700           | 273,860 | 8,424       | 282,284   |
| 1 | 25 | 261,600 | 13,080 | 1,800           | 276,480 | 8,424       | 284,904   |
| 1 | 27 | 263,800 | 13,190 | 1,800           | 278,790 | 8,424       | 287,214   |
| 1 | 29 | 266,200 | 13,310 | 1,900           | 281,410 | 8,424       | 289,834   |
| 1 | 31 | 268,400 | 13,420 | 1,900           | 283,720 | 8,424       | 292,144   |
| 1 | 33 | 270,500 | 13,525 | 1,900           | 285,925 | 8,424       | 294,349   |
| 1 | 35 | 272,500 | 13,625 | 1,900           | 288,025 | 8,424       | 296,449   |
| 1 | 37 | 274,800 | 13,740 | 2,000           | 290,540 | 8,424       | 298,964   |
| 1 | 39 | 276,700 | 13,835 | 2,000           | 292,535 | 8,424       | 300,959   |
| 1 | 41 | 279,000 | 13,950 | 2,200           | 295,150 | 8,424       | 303,574   |
| 1 | 43 | 281,200 | 14,060 | 2,200           | 297,460 | 8,424       | 305,884   |
| 1 | 45 | 283,300 | 14,165 | 2,200           | 299,665 | 8,424       | 308,089   |
| 1 | 47 | 284,900 | 14,245 | 2,200           | 301,345 | 8,424       | 309,769   |
| 1 | 49 | 286,300 | 14,315 | 2,300           | 302,915 | 8,424       | 311,339   |
| ⋮ | ⋮  | ⋮       | ⋮      | ⋮               | ⋮       | ⋮           | ⋮         |

●医療職給料表(2)適用者

| 級 | 号  | 給料月額    |
|---|----|---------|
| 1 | 15 | 230,000 |
| 1 | 19 | 236,400 |
| 1 | 23 | 240,300 |
| 1 | 25 | 242,000 |
| 1 | 27 | 243,800 |
| 1 | 29 | 245,500 |
| 1 | 31 | 247,000 |
| 1 | 33 | 248,600 |
| 1 | 35 | 249,900 |
| 1 | 37 | 251,300 |
| 1 | 39 | 252,500 |
| 1 | 41 | 253,700 |
| 1 | 43 | 254,900 |
| 1 | 45 | 255,800 |
| 1 | 47 | 256,800 |
| 1 | 49 | 257,600 |
| ⋮ | ⋮  | ⋮       |

\*教育職給料表適用者は、①の額が支給されます。

\*特別支援学校の講師等及び小中学校の特別支援学級担当者には、「給料の調整額」が支給されます。その場合には、「①+②」の額が支給されます。

\*上記の額は令和8年1月1日現在のものですが、給与改定が行われた場合、変更されることがあります。

## Ⅱ 会計年度任用職員の勤務条件等について

### 1 報酬

1時間あたり 2, 990円

### 2 年次有給休暇（以下、年休という）

#### (1) 付与日数

・週又は1年間の所定勤務日数に応じて適用（表1の1参照）

・特定日から起算した継続勤務期間に応じて表中に掲げられた日数の年休を付与（表1の2参照）

※特定日とは、6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日をいう。

（表1の1）

| 1週間の勤務日の日数 | 5日以上   | 4日               | 3日               | 2日              | 1日             |
|------------|--------|------------------|------------------|-----------------|----------------|
| 1年間の勤務日の日数 | 217日以上 | 169日から<br>216日まで | 121日から<br>168日まで | 73日から<br>120日まで | 48日から<br>72日まで |
| 日数         | 10日    | 7日               | 5日               | 3日              | 1日             |

（表1の2）

| 1週間の勤務日の日数                      | 5日以上   | 4日               | 3日               | 2日              | 1日             |
|---------------------------------|--------|------------------|------------------|-----------------|----------------|
| 1年間の勤務日の日数                      | 217日以上 | 169日から<br>216日まで | 121日から<br>168日まで | 73日から<br>120日まで | 48日から<br>72日まで |
| 続起特<br>勤算定<br>務し日<br>期たか<br>間継ら | 1年     | 11日              | 8日               | 6日              | 4日             |
|                                 | 2年     | 12日              | 9日               | 6日              | 4日             |
|                                 | 3年     | 14日              | 10日              | 8日              | 5日             |
|                                 | 4年     | 16日              | 12日              | 9日              | 6日             |
|                                 | 5年     | 18日              | 13日              | 10日             | 6日             |
|                                 | 6年以上   | 20日              | 15日              | 11日             | 7日             |

備考 ・表1の1・2の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

(2) 年休の付与要件

- ・ 6 月以上の任期を定めて採用又は 6 月以上の期間を定めて任期を更新された会計年度任用職員には、採用日又任期を更新された日以後の 1 年間において、年休を付与。
- ・ 前項により年休を付与した会計年度任用職員には、特定日から 1 年以上勤務し、特定日から起算してそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上出勤した場合、年休を付与。

※全勤務日の 8 割出勤の計算：勤務すべき日数と現に勤務した日数（年休を取得した日数を含む）との割合。

(3) 付与単位及び繰越し

- ・ 付与単位：1 日又は 1 時間。ただし、非常勤講師においては 1 日とする。
- ・ 繰越し：残日数は、継続勤務期間に応じた当該年に請求できるとされている日数を限度として、翌年に繰り越すことができる。  
※繰り越された年休がある者から年休の請求があった場合は、繰り越された年休から先に請求されたものとして取り扱う。

※詳細は「熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱」を参照

### 3 有給休暇

有給休暇は次のとおりとする。

- ① 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、必要と認められる時間、
- ② 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、必要と認められる時間
- ③ 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき
  - イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
  - ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合で、7 日の範囲内の期間
- ④ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合必要と認められる時間
- ⑤ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、必要と認められる時間
- ⑥ 会計年度任用職員の親族（別表第 4 の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合で、親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- ⑦ 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合で、結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 1 月を経過する日までの間で連続する 5 暦日の範囲内の期間
- ⑧ 会計年度任用職員（6 月以上の任期が定められている職員又は 6 月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合で、別に定める期間内において 3 日の範囲内の期間
- ⑨ 会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合で、一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）において、1 日当たりの平均労働時間数に 5（当該通院等が体外受精その他の別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10）を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認める時間
- ⑩ 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合で、出産の日までの申し出た期間
- ⑪ 女性の会計年度任用職員が出産した場合で、出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- ⑫ 会計年度任用職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次の項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合で、会計年度任用職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間における 1 日当たりの平均労働時間数に 2 を乗じて得た時間数の範囲内で必

要と認められる時間

- ⑬ 会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合で、当該期間内における1日当たりの平均労働時間数に5を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認められる時間
- ⑭ 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
- ⑮ 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
- ⑯ 会計年度任用職員が生後1年に達しない子を育てる場合で、1日2回各30分の範囲内で請求した期間
- ⑰ 会計年度任用職員が9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合又は9歳に達する日以後の最初の4月1日以後にある子、配偶者及びその他2親等内の血族又は姻族の負傷や疾病の世話を行う場合で勤務しないことが相当であると認められる場合で、一の年度において1日当たりの平均労働時間数に5を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認める時間
- ⑱ 会計年度任用職員が育児介護休業法に規定する対象家族であつて日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合、1の年度において、1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認める時間
- ⑲ 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要と認める時間

※詳細は「熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱」を参照

#### 4 無給休暇

無給休暇は次のとおりとする。

- ① 女性の会計年度任用職員が生理日の就業が著しく困難である場合、そのつど必要と認める時間
  - ② 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ない場合、必要と認める時間
- ※詳細は「熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱」を参照